

FOR TOMORROW

しぶや法人



4ページに行事日程があります!!

〈折り鶴〉

—板倉渋谷税務署長、長島法人会長：新春対談!!—
—マイナンバーカード×マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力—

2024.1・2・3
No. **586**
令和6年

新春対談	2
新年のご挨拶	5
事業ア・ラ・カルト	8
インボイス発行事業者でない事業者との取引について	12
都税コーナー	14

板倉署長と長島会長の 新春対談

出席者 板倉渋谷税務署署長 長島渋谷法人会会長
(司会) 野口広報委員長 於 渋谷税務署署長室



司会：新年明けましておめでとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、渋谷法人会広報委員長の野口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それではまずはじめに、元日に能登半島で、大変な災害が発生しました。被災された方々にお悔みとお見舞いを申し上げます。

では、早速ですが新春対談を始めさせていただきます。板倉署長、続いて長島会長から、まず新年を迎えてのご挨拶を一言いただきますようお願いいたします。

署長：新年あけましておめでとうございます。令和6年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げたいところですが、野口広報委員長の言われたように、本当に大変な災害が発生してしまいました。心より、お悔みとお見舞いを申し上げます。それでは改めまして、旧年中は、長島会長、野口広報委員長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。

特に、昨年の10月から導入された消費税のインボイス制度につきましては、法人会の皆様方のおかげで大きな混乱もなくスタートを切ることができました。

また、税に関する絵はがきコンクールの募集や租税教室などの税知識の普及活動にも熱意をもって精力的に取り組んでいただいております、改めて深く感謝申し上げます。

会長：明けましておめでとうございます。こちらこそよろしくようお願いいたします。

私も始めに、能登半島地震においてお亡くなりになった方々へ、お悔み申し上げます。また被災された多くの方々へお見舞い申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興をお祈りいたします。

さて、本年はコロナ前と同様に活動していきたいと思っております。税知識の普及、社会貢献活動を積極的に進め、また会員間の交流も展開していきますので、署からの一層のご支援をお願いしたいと思います。

司会：板倉署長、長島会長ありがとうございました。

それでは、板倉署長にお聞きします。ご出身はどちらでしょう？

署長：本当ですかとよく疑われますが、東京は杉並区の出身で、今も〇〇姉妹で少し有名になりました阿佐ヶ谷に住んでいます。今でこそ街は家と人で溢れかえっていますが、私の小さかった頃には、農地も残っていましたし、草野球のできる野原もあったりして、街並みにも随分と余裕が感じられましたが、この半世紀で隔世の感があります。

会長：私も恵比寿ですので、似たような感じで変わりように

驚いています。

司会：私は、九州の大分ですが、変化はありますが、ちょっと赴きが違っていて、商店街は、昔と比べると活気が乏しくなっていて、代わりに幹線道路の脇に大きな駐車場付きの大型店舗が増えました。うまい具合に商店街との共棲ができればいいなと思います。

では、7月に渋谷署に赴任して来られて約半年になりますが、渋谷については、何か思い出やイメージはございますか？

署長：平成15年に渋谷署で1年間勤務しましたが、当時は、渋谷区役所も建替え前で、東横線も地上にありましたので、今回着任して、渋谷駅周辺の変わりように大変驚きました。以前の渋谷の街のイメージは、ファッションを中心に「流行の最先端」「若者文化の発信地」といった印象が強かったのですが、区内を巡って見ますと、上質な住宅地や外国人も多く、明治神宮や代々木公園等の広大な緑地も広がり、「国際的都市」「大人の街」といった面も持ち合わせるなど、多様性に富み、これほど魅力に溢れた街はないと思っています。

会長：そうですね。確かにちょっと前まではほぼ、若者の街で、昔あった大人向けの成熟した文化は忘れかけられている感じはありましたが、今渋谷駅の大改装を含めて、新たな大人向けの文化を創出するべく、東急さんを中心に開発が進められている、まだ途中ですので、今後にさらにご期待頂けると思います。

司会：ご趣味は？

署長：若い頃にゴルフブームがあり、40代までは、趣味はゴルフですと言っていたのですが、腰痛などを理由にゴルフを辞める仲間が多くなり、プレーの機会も少なくなっていましたので、今はお休みしています。ゴルフに代わる手軽にできるスポーツとして、50歳を過ぎて水泳を始めました。ゴルフ同様、なかなか上手にならないのですが、そこがまた奥深く、くじけそうになりながらも、楽しんでいます。また、若い頃はガーデニングも好きで、花や木を植えて妻と楽しんでいたのですが、だんだんと手に余るようになり、今では庭の維持管理のための庭仕事としての色合いが濃くなっています。

会長：なぜ、国税の職場を目指されたんですか。

署長：学生時代に読んだ本の中で「巨悪は眠らせない」という言葉にシビレまして、いつか検察官を志したのですが、司法試験の壁の高さを知って、早々に断念しました。何か他に同じような勸善懲惡的な仕事はないかと思い巡らせ、専門的な知識が生かせる国税専門官を選びましたが、思っていたとおりのダイナミックな仕事で、この職場を選んで本当に良かったと思っています。国税では、将来性ある若者をお待



ちしていますので、会員の皆様方の知り合いのご子弟にも是非、勧めていただけるとありがたいと思っています。

会長：元検事総長の伊藤榮樹(いとうしげき)さんの名言ですね。確かに国税専門官も、勤善懲悪的な仕事と言えますね。ただ、この対談の場で国税職員の募集をされた方は初めてですね。

司会：その、専門的な知識を持って職務にあたる職員を今の日本で一番多く抱えていらっしゃる税務署の署長としては、どのようにマネジメントされていらっしゃるのでしょうか？

署長：渋谷税務署は、大きな組織であるが故に、動かしたり、軌道修正するためには、非常に大きな力を必要としますので、ちょっとした方向性のズレが大きなロスにつながります。

そのため、組織のトップが運営方針や目標などを早期かつ明確に発信することがとても重要だと考えてまして、署内の状況を自分の目で見て、耳で聞いて理解した上で、トップの考えを分かりやすく、具体的に発信して、全ての職員が共通の認識を持って仕事に取り組めるよう心掛けています。

司会：確かに、大きな組織を動かすのは大変なことだと思います。かなりストレスを感じられることも多いと思いますが、日々のストレス解消法と言いますか、息抜きはどのようにされていますか？

署長：生来真面目な性格なので、ストレスは割と感じる方なのですが、ストレスに向き合って、解決策を考えることは好きですし、オンオフを切り替えて仲間とお酒を飲んだり、スポーツで汗を流したりすることで、ストレスを発散させています。

会長：お酒を酌み交わすのも、やっとコロナ前のような感じになってきましたね。もちろん、コロナも完全終息はしていませんし、今は、インフルエンザも流行中ですので、気を付けなければならないことは確かですが、慣れてきたというか、落ち着いてきましたですね。法人会としても、新年賀詞交歓会や総会後の懇親会、或いは地域のお祭りなども今年からは、会員間の交流の場として、通常通りに開催していく予定です。

司会：昨年からは、インボイス制度もスタートしましたが、ここまでの状況や、これからいかがですか？

署長：昨年の10月に消費税のインボイス制度が導入され、約3か月経過しましたが、今のところ大きな混乱もなく、円滑なスタートが切れたのではないかと安堵しています。今後も、制度の円滑な定着に向けて、初めて消費税の申告を行う方々をはじめ、幅広い事業者に寄り添った丁寧な対応に努めています。

司会：渋谷法人会に期待されることとかは何かございますか？

署長：渋谷法人会は、全国でも最大級の会であり、長島会長のリーダーシップの下で、非常に精力的に活動されており、税知識の普及や納税道義の高揚はもとより、地域企業と地域社会の健全な発展に大きく貢献されており、皆様方のような頼もしい団体が身近にあることは、私共にとっても大変心強い限りであり、今後も全国のトップランナーとして、各種の取組をリードしていただきたいと願っています。

司会：これからの時代変化や税務行政などについて、署長のお考えはいかがですか？

署長：現在、税務当局では、税務行政のDX推進に取り組んでいるところですが、さらに今後は社会全体のDXの促進も視野に、法人会の皆様方とも意見交換をしながら、地道に取組を進めていきたいと考えています。

幸い、渋谷税務署には、「渋谷電子申告・電子納税推進協議会」が設置されており、これまでの取組により、e-Taxやキャッシュレス納付の利用割合は、東京局でもトップクラスにありますので、その中心メンバーである法人会の皆様方には、引き続き、各種取組へのご理解とご協力をお願いしたいと思っています。

司会：ありがとうございます。

次は、長島会長に今後の法人会活動について伺いたいと思います。

会長：毎年申し上げていることですが、法人会は税を中心に企業経営と地域社会の発展に寄与する「よき経営者の団体」であり、国の運営に必要な不可欠な税制について健全な提言を行う組織です。是非とも会員の皆様には、コロナは終息しつつはあるとはいえ、まだまだ気を付けていただきながら、地域の社会貢献についてもご配慮いただき、さらに会員増強にご協力いただき、渋谷法人会の体制をより強固なものとしていきたいと考えております。

またこれは毎年申し上げていることですが、法人会の事業の中で、税務・経営の研修会と並んで、若い世代に税を理解してもらえるような事業を展開することは、本当に大切だと思います。税金が何に使われているのか、なぜ税金が必要なのかということも、次代を担う子供たちに理解してもらうことは必要だと考えています。そのために、各地区でのお祭りの際の税金クイズの再開、青年部会の小学校に出向いての租税教室、女性部会の税の絵はがきコンクールを実施していこうと考えていますので、板倉署長はじめ税務当局の方々にもこれまで以上にご協力をいただきたいと思います。

司会：長島会長、ありがとうございます。

それでは最後に板倉署長に締めめの言葉を頂戴したいと思います。

署長：本日は、長島会長、野口広報委員長から大変貴重なお話をお伺いすることができました。公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展並びに新しい年が会員の皆様にとりまして、素晴らしい佳き一年となりますよう、心から祈念申し上げます。

本日はご多忙の中、誠にありがとうございました。

※今回は、元日の能登半島地震もあり、お三方それぞれ、お悔み、お見舞いの言葉からはじまりましたが、コロナ等に注意しつつも前向きな話題が中心になり、記載記事以外にも多岐にわたる会話が展開されました。対談の内容を全て掲載することは、紙面の都合上できませんでしたが、このような状況下でも、新年を迎え、渋谷税務署と渋谷法人会との協力関係を確認できた、有意義な対談となりました。
(編集担当)

令和6年能登半島地震で被災された方々に心よりお悔みとお見舞いを申し上げます

令和6年1月1日、能登半島を震源とする“令和6年能登半島地震”が発生しました。本震は勿論、本震に匹敵するような余震に加え、津波、家屋の倒壊、土地の大規模隆起などにより、停電、水道管の破裂による水不足など、被災された方々は大変困難な状況にあります。渋谷法人会では、12日に開催した新年賀詞交歓会及び、18日に開催した女性部会・青年部会合同新年賀詞交歓会においてご出席いただいた方々に災害義援金を募り、全国法人会総連合を通して被災県連へ被災法人会に対する義援金として寄付させていただきます。

また、石川県法人会連合会では、災害義援金を募集いたします。この義援金につきましては個人、法人問わず**税制上の優遇措置の適用**を受けることができます。

☆詳細は、当会ホームページをご覧ください。ご支援ご協力よろしくお願いします☆

法人会掲示板

2月・3月(4月)実施予定の主な事業について

一般参加可能行事

地域・社会貢献活動

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| ● 2月1日 女性部会役員会 | ＜源泉研究部会＞ |
| ● 2月2日 青年部会役員会 | ● 2月27日 法人税確定申告書の書き方講習会① |
| ● 2月6日 財務委員会 | ● 2月29日 源泉研究部会役員世話人会 |
| ● 2月7日 総務委員会 | ● 3月5日 法人税確定申告書の書き方講習会② |
| ● 2月8日 組織委員会 | ● 3月6日 広報委員会 |
| ● 2月9日 事業研修委員会 | ● 3月10日 本町まつり『税金クイズ』 |
| ● 2月14日 税務相談会 | ● 3月12日 法人税確定申告書の書き方講習会③ |
| ● 2月14日 厚生委員会 | ● 3月15日 正副会長監事会、
令和5年度第4回理事会 |
| ● 2月15日 税務委員会 | ● 3月18日 消費税セミナー |
| ● 2月19日 社会貢献委員会 | ● 4月23日 ビジネスマナーの基本 |
| ● 2月20日 常盤松小学校租税教室＜青年部会＞ | |
| ● 2月20日 東京国税局所管法人セミナー | |

新職員のご紹介

徳重 健（とくしげ たけし）

令和6年1月1日付で公益社団法人 渋谷法人会の事務局職員となりました。会運営と会員企業の発展のため尽力いたしますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



決算法人説明会のお知らせ

- | | |
|----|---------------------|
| 日時 | 令和6年2月22日(木) |
| | 午後1時30分～3時30分 |
| 場所 | 渋谷区立商工会館 2F 大研修室 |
| 日時 | 令和6年3月25日(月)、26日(火) |
| | 各午後1時30分～3時30分 |
| 場所 | 渋谷区立商工会館 2F 大研修室 |
| 日時 | 令和6年4月23日(火) |
| | 午後1時30分～3時30分 |
| 場所 | 渋谷区立商工会館 2F 大研修室 |

該当の会社は是非ご出席下さい。



東京都渋谷都税事務所
所長 成瀬 貴子

公益社団法人渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

一方で能登半島では大きな地震があり、全容も未だ見えない状況です。亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますと共に、災害にあわれた方々には、復旧まで何とか生命を繋いでいただきたいと祈念いたしております。

旧年中は、長島会長をはじめ会員の皆様方には、東京都の税務行政に深いご理解と多大なご支援を頂き、心より感謝申し上げます。税のオピニオンリーダーとして租税教育や電子申告・電子納税の利用促進をはじめ、会報誌を通じた広報など、地域に密着した活動を幅広く展開されておりますことに深く敬意を表します。

東京都では、この数年来、協力金支給や資金繰り支援等、感染症の影響に対して様々な対策を講じて参りました。このような緊急時の対応を含め、温暖化、少子化、防災等東京都の取組の根幹を支えているのは、正に「都税」です。都が引き続き、皆様の命と暮らしを守り東京の経済を発展させていくため、渋谷都税事務所は、これまで同様、都民・事業者の皆様により添った対応に努めつつ適正・公平な課税徴収を図り、その責務を果たして参る所存です。

さて、東京都主税局では、2030年における税務行政のあるべき姿を示した「主税局ビジョン2030」の実現に向けて、デジタル化を核に、納税者へのクオリティ・オブ・サービスの向上と税務行政の構造改革に取り組んでおります。

特に、キャッシュレス納税は、納税者の皆様の利便性を飛躍的に高め、社会全体の生産性向上につながることから、「2030年までにキャッシュレス利用率70%」という目標を掲げ、取組を強化しています。渋谷都税事務所でも積極的なPRを行って参りますので、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

渋谷都税事務所は、新庁舎「東京都渋谷合同庁舎」（千駄ヶ谷4丁目旧原宿警察署跡地）で無事2年目を迎えております。改めて、移転に際しての皆様方のひとかたならぬご協力に厚く御礼申し上げます。

本年も、どうぞ変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が渋谷法人会の皆様にとって良い一年となりますようお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします (順不同・敬称略)

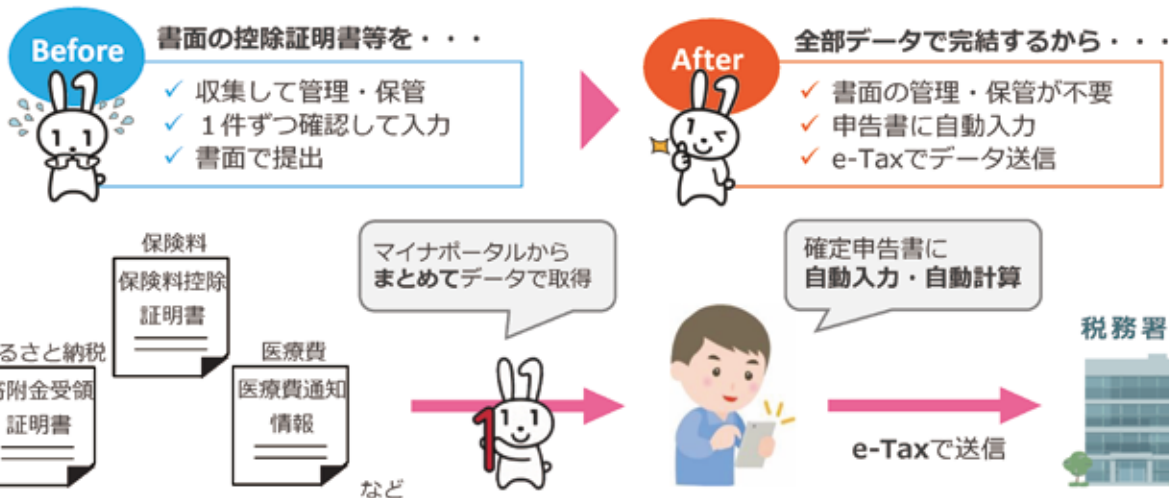
会 長	長 新	島 居	祐 常	司 男	常任理事	光 山	和 信	徳 和	理 事	米 田	直 樹	理 事	中 村	浩 士
副 会 長	長 渡	居 辺	常 博	男 博	常任理事	細 川	川 信	和 孝	理 事	名 取	政 俊	理 事	福 田	則 浩
副 会 長	長 野	口 アキラ	幸 幸	幸 幸	常任理事	海 老 名	浩 彰	孝 彰	理 事	近 藤	芳 伸	理 事	秋 野	長 光
副 会 長	長 雨	宮 孝	千 代	千 代	理事・源泉部会長	西 村	大 輔	輔 輔	理 事	藤 木	一 弘	理 事	天 安	一 郎
副 会 長	長 松	井 美	久 介	久 介	理事・青年部会長	鈴 木	ア キ	ア キ	理 事	中 田	啓 一	理 事	安 原	喜 一郎
副 会 長	長 遠	藤 久	泰 雄	泰 雄	理事・女性部会長	北 島	正 人	人 人	理 事	森 博	明 之	理 事	瀧 島	聡 茂
副 会 長	長 増	田 泰	宣 宣	宣 宣	理 事	佐 藤	輝 雄	雄 雄	理 事	大 竹	和 治	理 事	村 田	英 博
副 会 長	長 村	田 曉	玲 子	玲 子	理 事	橘 富	澤 龍	枝 枝	理 事	山 田	英 茂	理 事	阿 部	幹 人
副 会 長	長 名	和 玲	三 道	三 道	理 事	松 二	渡 永	八 郎	理 事	協 有	馬 清	理 事	太 田	晴 秋
常任理事	並 小	林 英	雄 三	雄 三	理 事	小 野	木 邦	夫 次	理 事	川 島	利 宏	理 事	羽 根	千 秋
常任理事	小 伊	藤 一	三 三	三 三	理 事	石 井	謙 吾	次 次	理 事	松 崎	宏 忠	理 事	早 川	千 秋
常任理事	伊 梅	原 伸	二 郎	二 郎	理 事	朝 倉	健 吾	吾 子	理 事	藤 野	宏 成	監 事	松 本	公 博
常任理事	萩 英	夫 夫	夫 夫	夫 夫	理 事	海 老 澤	希 子	子 子	理 事	大 久 保	一 徳	監 事	黒 澤	恒 夫
常任理事	飯 島	良 臣	良 臣	良 臣	理 事	北 野	節 清	清 清	理 事	長 塚	徳 晴		福 井	

e-Taxを利用しよう

マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票※
公的年金等の源泉徴収票
株式の特定口座



控除関係

医療費・ふるさと納税
生命保険・地震保険
社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金) NEW
iDeCo・小規模企業共済掛金 NEW
住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

この社会あなたの税がいきている

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。
事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(又はICカードリーダライタ)



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。(マイナンバーカードの取得もお早めに！)

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。



特設ページはこちらから

確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax**！マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成
コーナーはこちらから



令和6年の 新春を寿ぎ新年賀詞交歓会を催す

去る1月12日(金)午後6時より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて新年賀詞交歓会を開催した。昨年は、コロナ禍のあと3年ぶりに着席で開催したが、4年ぶりに立食パーティ形式で開催した。

当日は、渋谷税務署長 板倉様を始め、各界の代表32名の方々をご来賓にお迎えし、会員(140名)とともに新春を寿いだ。

まず長島会長の年頭の挨拶に続き、板倉渋谷税務署長、成瀬東京都渋谷都税事務所長、長谷部渋谷区長、そして友誼団体を代表して、東京税理士会渋谷支部の山崎支部長よりご挨拶をいただいた。

その後、前号にてお知らせした令和5年度納税功労



新年賀詞交歓会



長島会長挨拶



板倉署長挨拶



成瀬都税事務所長挨拶



長谷部区長挨拶



山崎東京税理士会
渋谷支部長挨拶



乾杯
柳田顧問

表彰を受けられた方々をご披露し、記念品を授与した。

続いて柳田顧問の乾杯で懇親会に入り、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換等に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。

第45回経営税務学校を開催

国税庁では、毎年11月11日から17日を『税を考える週間』として、税について考えてもらい、知ってもらうための期間を設けている。

渋谷法人会では、この税を考える週間の協賛行事として第45回「経営税務学校」を11月20日(月)、渋谷エクセルホテルで開催した。

第1部は、渋谷税務署 板倉弘至署長に『これからの社会に向かって』私の納税が、私たちの生きる未来をつくと題して講演いただいた。

続いて第2部は、歴史研究家・歴史作家の河合敦氏に、案内では「令和時代のお札の肖像 渋沢栄一・津田梅子・北里柴三郎」となっていたが、少し内容を絞り、『渋沢栄一と岩崎弥太郎・弥之助兄弟』と題してお話を伺った。出席者は41名。



長島会長挨拶



第一講座講師
板倉税務署長



第二講座講師
河合 敦氏

今年度第4回理事会を開催

去る12月11日(月)午後3時から、渋谷法人会館において、今年度第4回理事会を開催した。

長島会長の挨拶に続き、渋谷税務署法人課税部門総括担当の高木副署長にご挨拶をいただき議案審議に入り、税を考える週間協賛事業を始めとする事業報告、



高木副署長挨拶



第4回理事会

正しい税知識を学ぼう

会員増強中間報告をし、今後の事業日程等について説明した。

出席者は、渋谷税務署から高木法人課税部門総括担当副署長、黒澤法人課税第一部門統括官、井上審理担当調査官。法人会は長島会長他39名。



長島会長挨拶

ブロックだより

“フェスタはらじゅく”に参加

第11ブロック（海老名ブロック長）

去る12月3日(日)第11ブロックでは昨年に引き続き、神宮前小学校で開催されている“フェスタはらじゅく”に参加した。



イータクんとタクちゃん

当日は、子供だけが参加できるスタンプラリーの中継点の1つとして参加、今までは、渋谷税務署監修の子供向け税金クイズをその場で解いてもらって税について楽しく学んでもらい、お菓子や文房具の景品を渡していたが、主催のPTA委員会から、紙ゴミを出さないようにしてほしいとの要請があり、またコロナを含め感染症も流行中だったので、今回は、子ども用と大人用のクイズと景品を予め袋に入れ、持って帰って、家族で勉強してもらうようにした。



フェスタはらじゅく

部会だより

小学生“税の絵はがきコンクール”表彰式

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第12回税の絵はがきコンクール”表彰式を、昨年度に続いて納貯連主催の“書写”“作文”、間税会主催の“税の標語コンクール”と一緒に、12月6日(水)渋谷税務署7F大会議室において開催した。

絵はがき部門では、渋谷税務署署長賞、東京都渋谷都税事務所長賞、渋谷区長賞、渋谷法人会長賞、渋谷法人会女性部会長賞



合同表彰式

と今年からサンロッカーズ賞が追加になり、受賞した生徒一人一人にそれぞれの長から授与した。また、その他の受賞者、参加賞を各小学校に後日届けた。

また、今年度の絵はがきコンクールの受賞者の作品は既報通り、桜丘町の大和田ホール『ギャラリー大和田』『渋谷区役所』『渋谷税務署』に展示した。



絵はがき部門の受賞者

救急救命講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、12月18日(月)午後1時より渋谷消防署において救急救命講習会を開催した。今年2月と6月にも開催したが、非常に関心が高く、毎回すぐに定員に達し、キャンセル待ちの方ができるため、今年3回目の開催となった。(年度では2回)

内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後倒れている人への声の掛け方、心肺蘇生法を実践体験していただいた。休憩を挟んで、AEDの使い方、気道異物除去法、止血法を体験学習していただいた。出席者は30名。



鈴木部会長挨拶



救急救命講習会

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

民法に基づく身元保証人の 極度額の定めと

1. 改正民法に基づく個人根保証契約と身元保証契約

2020年4月1日から施行されている改正民法では、個人が保証人となる根保証契約については、極度額の定めをしなければ契約は有効とならないとされました。この改正の影響で、身元保証人との契約を締結する場合にも、極度額の定めが必要になりました。

2. ある相談事例

ある会社では、身元保証人の候補者に対して、極度額として一定の金額を明示して身元保証契約の締結をお願いしていたのですが、ある候補者から、このような金額の取り決めは、労基法16条（損害賠償額を予定）に違反するのではないかという疑問が寄せられたとのことです。

3. 労基法16条の趣旨

労基法16条は、労働契約の不履行について「違約金」を定め、又は「損害賠償額を予定」する契約をすることを禁止したものとなります。

労基法は禁止しているのは、例えば、違反があれば違約金100万円を支払う、あるいは、損害が発生した場合には（実際の損害額如何に関わらず）損害金100万円を支払うなどといった定めとなります。

このような合意は、実際に損害が発生したかどうか、また、その数額にかかわらず、あらかじめ定められた金額の支払義務を負うことになるという意味で、労働者の身分を拘束し、労働者にとって不利な契約になるという意味で禁止されているということになります。

労基法16条との関係

社会保険労務士 安藤 貴裕

4. 身元保証契約に基づく極度額の定め

これに対して、身元保証契約に基づく極度額は、実際に身元保証人に損害賠償義務が発生した場合の上限額を定めることによって責任を負うべき最大枠を設定したものに過ぎません。

まず、身元保証に関する法律は、昭和8年に作られた非常に古い法律ですが、この法律によれば、身元保証人の損害賠償の責任及び金額は、社員の監督について、会社に過失がなかったか、身元保証人が身元保証をするに至った理由及びこれをするにあたって用いた注意の程度、社員の任務又は身上の変化のほか一切の事情を斟酌して裁判所が決定するとされています。

例えば、身元保証人の極度額が300万円と合意されていた場合に、身元保証に関する法律5条を適用した結果として身元保証人が実際に支払うべき損害額が100万円であれば、100万円以上の請求はできませんし、その損害額が400万円であっても300万円以上の請求はできないことになります。このような意味で、極度額の定めは、身元保証人にとって有利な契約となりますし、身元保証人が支払うべき金額をあらかじめ定めるものでもないということになります。

5. 極度額の定め方

最後に、極度額の定め方については、例えば、「300万円」などのように金額を明示するか、あるいは、「入社時の基本給〔24万円〕の12か月分」などのようにその金額が計算上明確に読み取れるようにして合意する必要があります。例えば、「年収相当額」などのような記載では、身元保証人にとって具体的な金額が読み取れないため、無効となるリスクが高く注意が必要です。

インボイス発行事業者でない事業者との取引について ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～



税理士 手嶋 浩明



リサ：令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まりました。インボイス発行事業者でない事業者との取引をした場合は、どのような影響があるのでしょうか。



サキ先生：インボイスは、Tで始まる数字13桁の登録番号や商品ごとの税率（8%か10%）等を明記した請求書等で、買手の事業者が納める消費税を計算する際に、売上に係る消費税から仕入れに係る消費税を控除するために必要になります。ただし、インボイスを発行できるのは、インボイス発行事業者の登録をした消費税の課税事業者に限られます。したがって、インボイス発行事業者でない事業者が発行する請求書等に記載された消費税相当額は、事業者が消費税を計算する際に消費税として控除できません。

ただし、経過措置として最初の3年間は、この事業者に支払った消費税相当額の80%は控除可能です。また、次の3年間は、消費税相当額の50%は控除可能となっています。



リサ：インボイス発行事業者でない事業者との取引により、消費税の負担が増えるのですね。



サキ先生：すべての事業者に影響があるかというと、そうではありません。簡易課税を選択している事業者は、納める消費税を計算する際に控除する消費税を、支払った消費税ではなく、売上に係る消費税に一定のみなし仕入れ率を乗じて算出するため、インボイスを必要とせず、インボイス発行事業者でない事業者との取引であっても、事業者が納税する消費税には影響しません。



リサ：免税事業者がインボイス発行事業者になった場合、この事業者自身の消費税についても教えてください。



サキ先生：免税事業者がインボイス発行事業者になると、課税事業者として消費税の納税義務が生じます。ただし、免税事業者がインボイス発行事業者として課税事業者になった場合、3年間（令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間が対象で、基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間等を除く）は、負担軽減措置として、売上に係る消費税の2割を納税額とすることができます。



リサ：そうすると、免税事業者は、インボイス発行事業者になった方が良いでしょうか。



サキ先生：インボイス発行事業者としての登録をするかどうかは任意です。取引先が課税事業者でインボイスを必要とするかどうかなどを考慮して登録するか否かを判断するのが良いと思います。



リサ：事業者がインボイス発行事業者でない事業者に対して、取引価格の引下げなどを要請しても問題ありませんか？



サキ先生：事業者がインボイス発行事業者でない事業者に対し、取引価格の引下げなどを要請し、双方納得の上で取引価格を設定すれば、直ちに問題になるものではありませんが、例えば、一方的に通告する行為は優越的地位の濫用として、独占禁止法や下請法上問題になるおそれがありますので注意が必要です。

【著者紹介】手嶋浩明（てしま・ひろあき）1972年生まれ。東京国税不服審判所審判部、東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所に勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。

電子納税、電子申告を活用しよう

令和5年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	A&Pコンサルティング(株)	小澤 直敬	鶯谷町2-3	5428-6255	事務代行業
2	リオネ(株)	田島 弘康	猿楽町17-5		情報通信
3	(株)ハイランド	永木 英行	渋谷1-4-11	6447-5638	アパレル業
4	(株)ケー・エム・ディー	佐藤 恭世	桜丘町21-12	6455-2260	建設業
4	一般社団法人地球MD	山本 聖	円山町5-6		地域創生コンサルタント
4	(株)ノットグローバルホールディングス	松澤 崇光	円山町28-3	5428-6075	貨物利用運送業
7	ワイガヤ	井上登茂子	笹塚1-57-10	6300-0608	飲食業（居酒屋）
7		田中 匠身	笹塚2-14-4	5308-3011	区議会議員
8	木村 正則	木村 正則	本町1-28-15-201	3376-5152	
11	(株)游藝舎	今井 昂洋	神宮前2-28-4	6721-1714	出版
区外	合同会社offtoon	前田 直子	目黒区駒場1-4-8		衣装制作・アパレル
区外	(有)エルーデ	愛知 敏子	新宿区新宿6-18-3	6273-1195	イベント・サービス業

令和5年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)アンラベル	櫻井 宏樹	恵比寿2-6-28	6456-4466	情報通信業
1	(株)GRANDWAZOO	高橋 賢次	恵比寿4-13-2	6721-6022	メディア業
4	合同会社バンデスペース	江川 景志	道玄坂1-10-8		建設業
5	アルス司法書士事務所	寒川 豪	道玄坂2-9-9		司法書士
5	一般社団法人フードリンクセレクター	小木 啓充	宇田川町41-23	6721-0852	飲食産業

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

2・3月

『梅』

バラ科の落葉高木。中国原産と言われ、日本へは6世紀ごろに渡ってきたとされている。奈良時代に「花見」と言えば、梅の花を指した。奈良時代に編まれた和歌集『万葉集』には、梅を詠んだ歌が約120首もある。

春先に高い香気を放って馥郁と咲く。平安時代の学者で右大臣だった菅原道真が大宰府に左遷される際、庭の梅の木に向けて詠んだ歌が有名だ。

＜東風ふかばにほひおこせよ梅の花 あるじなしとて春なわすれそ＞

この梅の木は、道真を慕って京都から一晩で大宰府まで飛んでいき、根をおろしたという伝説がある。冷たい風の中でも花をつける梅に、凜としたたたずまいを感じるのは、こんな伝説があるからだろうか。

『蓮如』

室町時代、本願寺を中興した蓮如は、京都で生まれた。当時の本願寺は青蓮院の末寺で、衰退していた。43歳で第八世を継ぐ。

1471年、北陸を行脚し現在の福井県あわら市吉崎に御坊を建て、布教活動を行う。門徒の苦しみや疑問に対し、「御文(おふみ)」と呼ばれる手紙で答え、開祖親鸞の教えをわかりやすく説いていた。吉崎御坊にはまたたく間に多くの参詣者が詰めかけた。

その後、大坂に出て布教するうちに門徒の間で御堂の建立を望む声が広がり、1481年、京都・山科に御影堂・阿弥陀堂を建て、本願寺の再興を果たした。以後、本願寺は全国的な教団へと発展していった。大坂・石山にも御坊（後の石山本願寺）を建てた蓮如は、1499年3月25日、山科本願寺で84年の生涯を閉じた。



メールアドレスを登録しよう



～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の 納税通知書送付先を変更される方へ～ 固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の 送付先変更手続はお済みですか？

住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。

登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



主税局HP



東京共同電子申請・
届出サービス

○上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

〈変更できないもの(例)〉納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

○海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦 覧 期 間	令和6年4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く。)
縦 覧 時 間	午前8時30分から午後5時まで
縦 覧 場 所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必 要 書 類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局HP
(縦覧について)



主税局HP
(本人確認方法について)



振替納税を利用しよう

～個人で事業を営む方へ～ 個人事業税の申告期限は3月15日(金)です

- 申告が必要な方** 前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主
 ※所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。
 ※事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。
- 申告期限** 令和6年3月15日(金)
- 申告先及び問合せ先** 所管の都税事務所・都税支所・支庁



主税局HP

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？



自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

◆自動車を手放したとき

令和6年3月末日までに「移転登録」をお済ませください。

★移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆廃車等で自動車を使わなくなったとき

令和6年3月末日までに「抹消登録」をお済ませください。

★抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。



登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

国土交通省ウェブサイト

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>

【お問い合わせ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く。）

しゅば法人No.585
ナンバースパズル●解答

解答 2 2 8 8 9

3	7	8	6	2	5	4	1	9
1	2	9	3	4	8	6	5	7
5	4	6	7	1	9	3	8	2
2	8	7	4	9	6	1	3	5
6	1	4	5	3	2	7	9	8
9	5	3	1	8	7	2	4	6
7	6	1	8	5	3	9	2	4
8	3	2	9	6	4	5	7	1
4	9	5	2	7	1	8	6	3

●当選者

しゅば法人No.585の“ナンバースパズル”にご応募いただきありがとうございます。

区外 宗村様
 富ヶ谷 下岡様
 東 小幡様
 円山町 石井様
 代々木 野村様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
 e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和6年2月26日(月)（消印有効）とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバースパズルと熟語パズルを交互に掲載いたします。

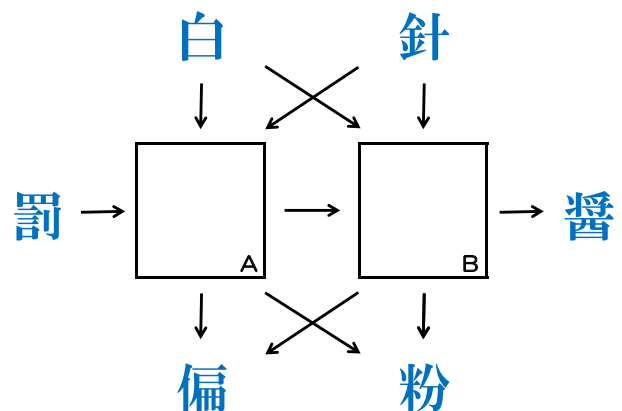
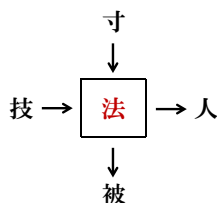
パズル・熟語づくり 提供：(株)ニコリ

問題

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう

例題

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、□にあてはまる漢字を書きましょう



全国儀式サービスをよろしく。

「すべてワンストップ」編



ブラックジャックによるしく 佐藤秀峰

すべてワンストップだから便利で安心。

自分や家族・親族の万一の時の

福利厚生制度「葬儀支援サービス」

いざという時は、私たちにお任せください。
制度運営

全国儀式サービス

24時間
365日対応

相談無料

葬儀のご手配・ご相談はこちら



0120-421-493

遺品整理・相続手續のご相談はこちら



0120-204-122

しぶや法人 第586号／令和6年2月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 長島 祐司 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180

URL: <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/> (会員の購読料は会費に含まれています。)